# 重要事項説明書

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。
詳しくはミツウロコグリーンエネルギーホームページに掲載の電気需給約款をご確認願います。

■　需給開始年月日
需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。
その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■　申し込み方法
・申込書、または当社ウェブサイトによってお申込みいただけます。

■　工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■　違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、ミツウロコでんき約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■　料金の支払い方法
・口座振替、ヨシケイニコスカードによりお支払頂けます。

■　契約期間
・本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
・なお、解約に係る違約金はございません。

■　託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項
・次の場合は、供給を停止する場合があります。
お客様の責めにより電気供給における保安上の危険がある場合
電気工作物の改変により不正使用した場合、又は契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合
託送供給約款に定める業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合

■　当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気需給約款の規定に違反した場合

■　現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■　電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社、ミツウロコグリーンエネルギー、 もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■　個人情報の取り扱いに関する重要事項
・電気需給により知りえた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める【個人　情報】をいいます。）につきまして、お客様の本人確認、与信管理、電気需給及びこれに付随するサービス向上に帰依するための情報提供、これらのサービスの提供、工事、保守ならびに障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客様への連絡、その他ミツウロコでんき約款に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。
なお、お客様との電気需給に係る契約が終了した後においても、上記利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
・電気需給により知りえた個人情報につきましては【個人情報の保護に関する法律】及び関連法令、ミツウロコグリーンエネルギーの【個人情報保護方針】および経済産業省【個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン】に基づき、当社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。
・

■ 反社会的勢力の排除について

(1)お客さま及び当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれかーにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④ 暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれかーにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為

お客さま及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

■ クーリング・オフに関するお知らせ

次のことは、電力販売の態様が【特定商取引法の訪問販売等にあたる場合】のみ適用となります。

① お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で申込み又は契約された場合、ヨシケイ電気申込書を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ）といいます。）ができます。
② その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。

前項の場合はお客様は次のことが保障されます。

① 損害賠償及び違約金の支払いを請求いたしません。
② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
③ また、電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払っている場合は、速やかにその金額を返還いたします。
④ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は当社が威迫したことによりお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付されその内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

**※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は当社へお願いします。**


小売電気事業者：
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
（小売電気事業者登録番号A0016）
〒103-0023
東京都中央区日本橋本町3-7-2

取次店【当社】
株式会社ヨシケイ東部
〒417-0033
静岡県富士市島田町1-118
TEL 0545-51-8195

# 【別紙】料金メニュー説明書（東北エリアにお住まいの方）

契約プラン
・従量電灯B ： 10A以上、60A以下（100ボルト／ 200ボルト）
・従量電灯C ： 6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト／200ボルト）
・低圧電力（動力）： 50キロワット未満（100ボルト／200ボルト）
・周波数 ：いずれも50ヘルツ

料金
・従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力（動力）
料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間
・原則として、前月の電気の計量日（送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。
なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B
基本料金

| 契約電流 | 料金 |
|---|---|
| 10 A | 324円 |
| 15 A | 486円 |
| 20 A | 648円 |
| 30 A | 972円 |
| 40 A | 1,296円 |
| 50 A | 1,620円 |
| 60 A | 1,944円 |

従量料金

| 範囲 | 段階 | 1kWhあたり |
|---|---|---|
| 最初の120kWhまで | 第1段階 | 20円24銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 22円80銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 26円31銭 |

従量電灯C
基本料金

| 契約電流 | 料金 |
|---|---|
| 1kVAあたり | 324円 |

従量料金

| 範囲 | 段階 | 1kWhあたり |
|---|---|---|
| 最初の120kWhまで | 第1段階 | 20円24銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 22円80銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 26円31銭 |

低圧電力（動力）につきましては、相対契約となりますため、弊社までお問い合わせください。

# 【別紙】料金メニュー説明書（東京エリアにお住まいの方）

契約プラン
・従量電灯B ： 10A以上、60A以下（100ボルト／ 200ボルト）
・従量電灯C ： 6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト／200ボルト）
・低圧電力（動力）： 50キロワット未満（100ボルト／200ボルト）
・周波数 ：いずれも50ヘルツ

料金
・従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力（動力）
料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間
・原則として、前月の電気の計量日（送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。
なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B
基本料金

| 契約電流 | 料金 |
|---|---|
| 10 A | 280円80銭 |
| 15 A | 421円20銭 |
| 20 A | 561円60銭 |
| 30 A | 842円40銭 |
| 40 A | 1,123円20銭 |
| 50 A | 1404円 |
| 60A | 1684円80銭 |

従量料金

| 範囲 | 段階 | 1kWhあたり |
|---|---|---|
| 最初の120kWhまで | 第1段階 | 21円43銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 23円41銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 25円30銭 |

従量電灯C
基本料金

| 契約電流 | 料金 |
|---|---|
| 1kVA | 280円80銭 |

従量料金

| 範囲 | 段階 | 1kWhあたり |
|---|---|---|
| 最初の120kWhまで | 第1段階 | 21円43銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 22円63銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 25円24銭 |

低圧電力（動力）につきましては、相対契約となりますため、弊社までお問い合わせください。

# 【別紙】料金メニュー説明書（中部エリアにお住まいの方）

契約プラン
・従量電灯B ： 10A以上、60A以下（100ボルト／ 200ボルト）
・従量電灯C ： 6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト／200ボルト）
・低圧電力（動力）： 50キロワット未満（100ボルト／200ボルト）
・周波数 ：いずれも60ヘルツ

料金
・従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力（動力）
料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間
・原則として、前月の電気の計量日（送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。
なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B
基本料金

| 契約電流 | 料金 |
|---|---|
| 10 A | 280円80銭 |
| 15 A | 421円20銭 |
| 20 A | 561円60銭 |
| 30 A | 842円40銭 |
| 40 A | 1,123円20銭 |
| 50 A | 1,404円00銭 |
| 60 A | 1,684円80銭 |

従量料金

| 範囲 | 段階 | 1kWhあたり |
|---|---|---|
| 最初の120kWhまで | 第1段階 | 22円68銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 22円97銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 25円52銭 |

従量電灯C
基本料金

| 契約電流 | 料金 |
|---|---|
| 1kVA | 280円80銭 |

従量料金

| 範囲 | 段階 | 1kWhあたり |
|---|---|---|
| 最初の120kWhまで | 第1段階 | 22円68銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 22円97銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 25円52銭 |

低圧電力（動力）につきましては、相対契約となりますため、弊社までお問い合わせください。

# 【別紙】料金メニュー説明書（関西エリアにお住まいの方）

契約プラン
・従量電灯A ： 6キロボルトアンペア未満（100ボルト / 200ボルト）
・従量電灯B： 6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト / 200ボルト）
・低圧電力（動力）： 50キロワット未満（100ボルト / 200ボルト）
・周波数 ：いずれも60ヘルツ

料金
・従量電灯A、従量電灯Bおよび低圧電力（動力）
料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間
・原則として、前月の電気の計量日（送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。
なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯A

従量料金

| | | | |
|---|---|---|---|
| 最低料金（最初の15kWhまで） | | 1契約 | 373円73銭 |
| 15kWhをこえ120kWhまで | 第1段階 | 1kWh | 24円83銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 1kWh | 26円82銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 1kWh | 28円08銭 |

従量電灯B

基本料金および従量料金

| | | | |
|---|---|---|---|
| 基本料金 | | 1契約 | 388円80銭 |
| 120kWhまで | 第1段階 | 1kWh | 20円47銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 1kWh | 23円60銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 1kWh | 23円75銭 |

低圧電力（動力）につきましては、相対契約となりますため、弊社までお問い合わせください。

# 【別紙】料金メニュー説明書（四国エリアにお住まいの方）

契約プラン
・従量電灯A ： 6キロボルトアンペア未満（100ボルト / 200ボルト）
・従量電灯B： 6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト / 200ボルト）
・低圧電力（動力）： 50キロワット未満（100ボルト / 200ボルト）
・周波数 ：いずれも60ヘルツ

料金
・従量電灯A、従量電灯Bおよび低圧電力（動力）
料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間
・原則として、前月の電気の計量日（送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。
なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B

従量料金

| | | | |
|---|---|---|---|
| 最低料金（最初の15kWhまで） | | 1契約 | 403円92銭 |
| 15kWhをこえ120kWhまで | 第1段階 | 1kWh | 22円00銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 1kWh | 24円52銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 1kWh | 27円31銭 |

従量電灯C

基本料金および従量料金

| | | | |
|---|---|---|---|
| 基本料金 | | 1契約 | 367円20銭 |
| 120kWhまで | 第1段階 | 1kWh | 16円66銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 1kWh | 21円43銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 1kWh | 22円72銭 |

低圧電力（動力）につきましては、相対契約となりますため、弊社までお問い合わせください。

# 【別紙】料金メニュー説明書（九州エリアにお住まいの方）

契約プラン
・従量電灯B ： 10A以上、60A以下（100ボルト／ 200ボルト）
・従量電灯C ： 6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満（100ボルト／200ボルト）
・低圧電力（動力）： 50キロワット未満（100ボルト／200ボルト）
・周波数 ：いずれも60ヘルツ

料金
・従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力（動力）
料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間
・原則として、前月の電気の計量日（送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。
なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B
基本料金

| 契約電流 | 料金 |
|---|---|
| 10 A | 291円60銭 |
| 15 A | 437円40銭 |
| 20 A | 583円20銭 |
| 30 A | 874円80銭 |
| 40 A | 1,166円40銭 |
| 50 A | 1,458円00銭 |
| 60 A | 1,749円60銭 |

従量料金

| 範囲 | 段階 | 1kWhあたり |
|---|---|---|
| 最初の120kWhまで | 第1段階 | 19円13銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 20円62銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 23円37銭 |

従量電灯C
基本料金

| 契約電流 | 料金 |
|---|---|
| 1kVA | 291円60銭 |

従量料金

| 範囲 | 段階 | 1kWhあたり |
|---|---|---|
| 最初の120kWhまで | 第1段階 | 19円13銭 |
| 120kWhをこえ300kWhまで | 第2段階 | 20円62銭 |
| 300kWh超過分 | 第3段階 | 23円37銭 |

低圧電力（動力）につきましては、相対契約となりますため、弊社までお問い合わせください。